

宇宙政策委員会 中間取りまとめ(骨子・素案)

宇宙安全保障部会・宇宙民生利用部会長
中須賀真一
宇宙産業・科学技術基盤部会長
山川 宏

<目次>

中間取りまとめに盛り込むべき事項（素案）	．．．．．	P2
別添 1 宇宙活動法制に関する基本的考え方（素案）	．．．．．	P4
別添 2 衛星リモートセンシング法及び関連する 基本的考え方（素案）	．．．．．	P5
別添 3 宇宙利用戦略について（素案）	．．．．．	P6
別添 4 宇宙システム海外展開タスクフォース（仮称） について（素案）	．．．．．	P7

中間取りまとめに盛り込むべき事項(素案)

1. 総論

- 新「宇宙基本計画」策定以後、我が国の宇宙政策はさらに前進(日米首脳会談等での宇宙への言及や内外における民間投資の拡大等(P))。
- 安全保障・民生両分野における宇宙利用を継続的に拡大し、これを支える宇宙産業の投資の予見可能性を高く維持するためには、宇宙基本計画に明示された機数や年限に従って着実に衛星等を整備し、施策を実行に移していくことが重要。宇宙政策委員会として宇宙基本計画の着実な実施を、関係府省に強く求める。

2. 各論

- 以下に取り上げる項目(①～⑩)は、各省庁の縦割り行政等により、宇宙政策委員会がリードして打破していくべきハードル等が存在しているものとして、平成 28 年度に向けて検討すべき課題として、宇宙政策委員会が特定したものである。
- 関係府省においては、以下に示す方向性に沿って、内容の深掘り、達成年限の確定、主担当省の明確化等により、現行の宇宙基本計画の記述から一步踏み込む形で施策の検討・具体化を進めるべきである。

<各項目に係る記述内容については、今後さらに検討を深める予定>

- ① 準天頂衛星システムの利活用の促進等(工程表 2)
- ② (衛星リモートセンシングの)利用ニーズの各プロジェクトへの反映(工程表 3)
- ③ 即応型の小型衛星等(工程表 6)
即応型の小型衛星等の打ち上げシステム(工程表 20)
- ④ 技術試験衛星(工程表 13)
- ⑤ 新型基幹ロケット(工程表 17)
- ⑥ イプシロンロケット(工程表 18)
- ⑦ 宇宙状況把握(工程表 21)
- ⑧ 海洋状況把握(工程表 22)
- ⑨ 宇宙システム全体の抗たん性強化(工程表 24)
- ⑩ 宇宙科学・探査(工程表 25)
- ⑪ 国際宇宙ステーションを含む有人宇宙活動(工程表 26)

- ⑫ 新事業・新サービスを創出するための民間資金や各種支援策の活用等(工程表 29)
- ⑬ 部品に関する技術戦略の策定等(工程表 30)
- ⑭ 調査分析・戦略立案機能の強化(工程表 38)
- ⑮ 宇宙活動法(工程表 41)
- ⑯ リモートセンシングに関する法制度(工程表 42)
- ⑰ 各種課題解決に向けた衛星等の共同開発・相乗り等(工程表 47)
- ⑱ 宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)(工程表 50)

以 上

宇宙活動法制に関する基本的考え方(案)

1. 宇宙活動法を制定する意義について

民間宇宙活動の進展により宇宙活動法を制定する目的が以下の順に拡大。

- (1) 民間宇宙活動の時代に対応した宇宙諸条約の誠実な履行
- (2) 公共の安全の確保
- (3) 産業振興の制度インフラとしての法制

2. 許可及び継続的監督の対象とする宇宙活動の範囲について

- 許可・監督の対象

3. 個別の許可及び継続的監督の具体的案**(1) 打上げの許可・監督**

- 許可・監督の対象とする打上げの定義
- 打上げの許可・監督の考え方
- 打上げの許可の仕組み
- 打上げ実施者への義務付け
- 海外打上げ委託の扱い
- 打上げの継続的監督 等

(2) 再突入の許可・監督

- 許可・監督の対象とする再突入の定義
- 再突入の許可の仕組み
- 再突入実施者への義務付け
- 再突入の継続的監督 等

(3) 人工衛星の管理の許可・監督

- 許可・監督の対象とする人工衛星の管理の定義
- 人工衛星の管理の許可の仕組み
- 人工衛星の管理の継続的監督 等

4. 第三者損害賠償制度

以 上

衛星リモートセンシング法及び関連する基本的考え方(素案)

1. 現状認識(衛星リモートセンシングに関する近年の動向)**2. 我が国が衛星リモートセンシング政策を推進する意義等**

- 安全保障・民生の両分野における衛星リモートセンシング・データの活用を促進する一方、我が国の国益を阻害するような形でデータが利用されることのないよう、政府が衛星画像データを適切に管理する。そのために必要となる法制度を整備。

3. 衛星リモートセンシング法に関する主な論点

- (1) 管理を行うべきデータの範囲
- (2) 管理を行うべき行為の範囲
- (3) 管理を行うべき行為者の範囲

4. その他、今後検討すべき事項

- (1) 政府における法律の執行体制の在り方
- (2) 安全保障・民生両分野における利用促進と管理強化のバランス
- (3) 管理を行うべき行為者における適切なデータ管理の担保
- (4) リモートセンシング衛星本体(含む技術情報)に係る輸出管理
- (5) 衛星本体を海外に売却することにより法規制を迂回する者への対応

等

以上

宇宙利用戦略について(素案)

1. 宇宙の産業利用によりもたらされる姿

2. 検討すべき対象分野

(1) 主な宇宙利用分野

- ①交通・物流
- ②農林水産
- ③社会インフラ維持管理
- ④個人サービス・観光
- ⑤防災・減災

(2) 宇宙インフラの戦略的整備

- ①準天頂衛星システム
- ②リモートセンシング衛星 等

(3) 関連する取組

- ①実装に向けた取組
- ②宇宙関連ニューエコノミー創造に向けた産学官連携強化
- ③地域経済活性化
- ④海外展開促進(海外展開支援と要整理)

3. 政府における推進体制

以上

宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)について(素案)

1. 基本的考え方

- 宇宙基本計画に基づき、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組むため、内閣府宇宙担当大臣の主宰により、「宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)」(以下「タスクフォース」という。)を開催。
- タスクフォース上級会合において、当面重点的に取り組むべき国・地域、横断的な課題を確認しつつ、タスクフォース内に成果志向型のアドホックなワーキンググループを設置し、戦略的かつ継続的な取組を推進。
- また、これらのワーキンググループの効率的かつ実効的な運営を推進し、知見・ノウハウを集約し継承することを目的として関係府省実務者レベル及び有識者から構成されるタスクフォース推進委員会を設置。
(参考) タスクフォースは上述のように、上級会合、推進委員会、ワーキンググループの三層構造。

2. 進め方

- 産学官の各界関係者の要望を踏まえ、必要に応じて、具体的な国・地域や各課題等についてのワーキンググループを設置し、主要プレイヤーの役割、アクションアイテムを明確にするとともに、関連する施策と連携させることで官民一体となった戦略的な取組を推進。
- 国・地域別の情勢分析を推進し、これらの取組において得られた知見・ノウハウを適切に集約・共有し、継承するため、在外公館とも連携し海外情報収集体制を整備。
- フォローアップとして、上記のプロジェクトの成果(グッドプラクティス)や更に深く取り組むべき課題及び方策をまとめ、タスクフォースにおいて共有するとともに、宇宙政策委員会において検証し、新たな施策の議論に反映。

3. その他

- 宇宙基本計画に基づき進められる諸外国等との人工衛星の共同開発や衛星データの共同利用等の可能性調査等についても連携してフォローアップ。
- なお、我が国の宇宙システムの海外展開に当たっては、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」等を含む我が国の国家安全保障政策や、「開発協力大綱」との整合性を十分に踏襲。

以上